

松江市乗合旅客自動車運送条例の一部を改正する条例

松江市乗合旅客自動車運送条例（平成17年松江市条例第362号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前												
<p>(運賃)</p> <p>第2条 乗合自動車の運賃は、<u>均一運賃及び区間運賃</u>とし、<u>均一運賃</u>にあっては大人1乗車につき250円、小児(小学生以下の者をいう。以下同じ。)1乗車につき130円、<u>区間運賃</u>にあっては大人1乗車につき770円、<u>小児1乗車につき390円</u>の範囲内(国土交通大臣が認める場合を除く。)において、松江市交通事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。ただし、初乗り運賃は、管理者が別に定める場合を除き、<u>250円(小児130円)</u>とする。</p>	<p>(運賃)</p> <p>第2条 乗合自動車の運賃は、<u>運行1人1キロメートルにつき基準賃率を37円40銭とし、次の表の左欄に掲げる運賃計算キロ程に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額</u></p> <p>_____の範囲内(国土交通大臣が認める場合を除く。)において、松江市交通事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。ただし、初乗り運賃は、管理者が別に定める場合を除き、<u>160円(小児80円)</u>とする。</p>												
	<table border="1"><thead><tr><th>運賃計算キロ程</th><th>率</th></tr></thead><tbody><tr><td>2キロメートル以下の部分</td><td>2</td></tr><tr><td>2キロメートルを超える部分</td><td>1</td></tr><tr><td>5キロメートルを超える部分</td><td>0.9</td></tr><tr><td>10キロメートルを超える部分</td><td>0.85</td></tr><tr><td>15キロメートルを超える部分</td><td>0.8</td></tr></tbody></table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる路線に係る乗合自動車の運賃は、当該各</p>	運賃計算キロ程	率	2キロメートル以下の部分	2	2キロメートルを超える部分	1	5キロメートルを超える部分	0.9	10キロメートルを超える部分	0.85	15キロメートルを超える部分	0.8
運賃計算キロ程	率												
2キロメートル以下の部分	2												
2キロメートルを超える部分	1												
5キロメートルを超える部分	0.9												
10キロメートルを超える部分	0.85												
15キロメートルを超える部分	0.8												

		号に定める額とする。																		
	(1) 南循環線、北循環線及び病院循環線 210 円(小児 110 円)																			
	(2) あじさいループ線及び法吉ループ線 180 円以上 250 円以内(小児 90 円以上 130 円以内)の範囲内において、管理者が 別に定める額																			
2 次の各号に掲げる乗車券による運賃につ いては、前項の運賃をもって算出した額 の範囲内において管理者がこれを定める。 (1)～(6) 略	3 次の各号に掲げる乗車券による運賃につ いては、前2項の運賃をもって算出した額 の範囲内において管理者がこれを定める。 (1)～(6) 略																			
3 前2項の規定にかかわらず、管理者が別に 定める限定路線に係る乗合自動車の乗車の 区分、運賃及び乗車券は、別表のとおりと する。	4 前3項の規定にかかわらず、管理者が別に 定める限定路線に係る乗合自動車の乗車の 区分、運賃及び乗車券は、別表のとおりと する。																			
4 旅客が_____乗り継ぎ する場合においては、管理者は運賃の範囲 内において割引することができる。	5 旅客が南循環線と北循環線とを乗り継ぎ する場合においては、管理者は運賃の範囲 内において割引することができる。																			
5 旅客(6歳未満の小児を除く。)が同伴する 1歳以上6歳未満の小児については、旅客1 人につき3人を無賃とし、1歳未満の小児 については、無賃とする。	6 旅客(6歳未満の小児を除く。)が同伴する 1歳以上6歳未満の小児については、旅客1 人につき1人を無賃とし、1歳未満の小児 については、無賃とする。																			
6～8 略	7～9 略																			
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運賃</th> <th>乗車券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回乗車</td> <td>250 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日乗車</td> <td>700 円</td> <td>1日乗車券</td> </tr> </tbody> </table>	区分	運賃	乗車券	1回乗車	250 円		1日乗車	700 円	1日乗車券	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運賃</th> <th>乗車券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回乗車</td> <td>210 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日乗車</td> <td>520 円</td> <td>1日乗車券</td> </tr> </tbody> </table>	区分	運賃	乗車券	1回乗車	210 円		1日乗車	520 円	1日乗車券	
区分	運賃	乗車券																		
1回乗車	250 円																			
1日乗車	700 円	1日乗車券																		
区分	運賃	乗車券																		
1回乗車	210 円																			
1日乗車	520 円	1日乗車券																		
備考	備考																			
1 略	1 略																			
2 小児_____、身体 障害者手帳の交付を受けている者及び	2 小児(小学生以下の者をいう。)、身体 障害者手帳の交付を受けている者及び																			

その介護人、療育手帳の交付を受けて
いる知的障害者及びその介護人並びに
児童福祉施設の被養護者及びその付添
人の運賃は、この表の運賃の半額とす
る。

その介護人、療育手帳の交付を受けて
いる知的障害者及びその介護人並びに
児童福祉施設の被養護者及びその付添
人の運賃は、この表の運賃の半額とす
る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。